

「東日本大震災（続編）－ 宮城県の発災 6 か月後から半年間の災害対応とその検証－」（概要）

## 【構成について】

### （巻頭）東日本大震災 1 年間の写真

地震発生から 1 年間の、被災状況や応急・復旧活動の写真を掲載した。

### （第 1 章）東日本大震災の災害の概況と被害の概要

直近の被災の概要を掲載した。

### （第 2 章）災害応急・復旧対策（発災 6 か月後から半年間の対応） → 2 項, 3 項のとおり

#### （第 1 節）災害対策本部事務局の対応

災害対策本部事務局各グループの応急復旧活動の検証のほか、地震発生以降の政府現地対策本部の活動について記載した。

#### （第 2 節）各部局の対応

庁内各部局の応急復旧活動の検証のほか、地震発生当時の災害対策本部員等の寄稿を掲載した。

#### （主な対応項目）

組織改編及び人員体制の強化／全国からの支援要員等の宿泊受入／市町村への行財政面における支援／県民への情報提供／県民相談窓口の設置等／二次避難対策／医療・保健・要援護者対策／災害救助法／住宅・建築物対策／被災市街地の建築制限／生活救援対策／震災廃棄物対策／津波により被災した自動車の処理対策／被災地域の環境・衛生対策／農林水産業関連対策／公共土木施設の応急・復旧対策／県発注工事等における特例措置／商工業・雇用・観光対策／教育対策／災害ボランティア活動支援対策／原子力発電所関連対策

### （第 3 章）県災害対策本部連絡員意見交換会

記録・検証を、より多角的な視点で行うことを目的として、東日本大震災の発災以降、県災害対策本部事務局と各部局庁（警察本部含む）との総合調整を担った各部局庁本部連絡員による意見交換会を実施し、概要を掲載した。

### （第 4 章）検証の総括 → 4 項のとおり

エヌケーエスシー NKS J リスクマネジメント株式会社の検証結果について、総括意見を掲載した。

### （第 5 章）東日本大震災の課題への対応（「前半 6 ヶ月間の検証」提言事項への対応状況）

「東日本大震災－宮城県の 6 ヶ月間の災害対応とその検証－」において、公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 人と防災未来センターによる検証結果への、現在の取組状況について主要なものを掲載した。

### （資料編）

- ・資料 1 県災害対策本部会議の実施状況（全 95 回）
- ・資料 2 県災害対策本部及び関係機関の対応状況

## <災害対策本部事務局の対応（第2章第1節）>

### **◆運営グループは災害対策本部会議運営・本部連絡員会議の事務を実施した**

・継続的な課題として、資料の集約や複写といった事務は他部局や他部局からの応援職員に一括して委任することや、各部局からの提出資料の様式を統一するなどして、運営グループが本部事務局において総合調整を担うための責務を果たすことができる環境を整備する必要がある。

### **◆災害対策本部会議が、報道機関に公開して開催された**

・宮城県では、すべての災害対策本部会議を、報道機関に公開して開催する一方、災害対策本部会議の議事録の整理がなされていなかったことは反省とすべきであり、緊急時でも議事録が整理できる事務局体制の検討が必要である。

### **◆感謝状発行に関わる事務量は膨大であったが、事前の取り決めによる改善が必要である**

・直接的な復旧・復興業務ではないかもしれないが、復旧期において必ず発生する業務であることから、事前のマニュアル化などの取り決めが必要である。

### **◆関係省庁への働きかけにより、被害状況の整理が明確になった**

・現時点でも「災害関連死」について明確な定義がされているわけではないことから、今後被害状況を把握する上で重要な指標については、過去の被災県や関係機関と連携の上で明確な定義を定める働きかけを行なうことが望ましい。

### **◆被災市町村からの要請情報等に対する県での対応状況が、十分に整理されていなかった**

・被災市町村からの要請情報に対する県での対応状況の整理については、対処の必要な重要案件については、本部全体としての対応状況を把握できるよう、要請等の受付から、対応の進捗状況までを一貫して整理する仕組みを構築することが必要である。

### **◆非常用通信設備から通常の通信設備への移行方法や通信手段の包括的な管理方法は、事前の計画が必要であった**

・本災害では、貸与した機器（衛星携帯電話、データ通信カード等）を長期間返却できない地域があった。これは、避難所や役場等の受付窓口の電話番号を貸与された携帯電話の番号としていたため、番号の切り替えに時間を要したことも要因の一つであった。災害時に使用していた番号を通常の通信設備の番号に切り替える際には、情報伝達の混乱を避けるために、県内部及び関係機関や住民への周知方法等をあらかじめ計画やマニュアル等で定めておくことによりスムーズな移行ができると考えられる。

### **◆支援物資については、支援する側と受け入れる側とで共通化できるルールについて、マニュアル化しておくことが必要である**

・震災後2週間で多くの支援物資が倉庫に集められ、支援物資の抑制は平成23年4月でもすでに遅かった。初動3日間で体制を整え、4日後から、ロジスティックを専門とする機関に支援物資の管理を依頼すれば、このような問題は生じないと考えられる。一方で、時間の経過と共に、被災者のニーズも変化

し、細分化していくことから、これに対応できる供給体制を構築すべきであった。これらに対応するためには、1都道府県による対応だけでは難しく、支援する側と受け入れる側とが共通の品目コードを持つなどの全国的な共通ルール作りが必要である。

#### **◆不良在庫によって、倉庫業務に支障が生じたが、市町村・ボランティアとの連携による支援提供を実施した**

・時間の経過にともないニーズのなくなった物資や、積載内容が分からず出庫できない箱が、倉庫に停滞した。こうした不良在庫が多くなると、利用できる倉庫面積が小さくなり、重要なニーズの高い救援物資の取扱いに悪影響が生じる。

・今後は、こうした不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握することが求められる。他方、市町村、ボランティア等と連携し支援提供を実施することが出来たことから、今後は災害時の連携対応について計画を策定しておく必要がある。

#### **◆「在宅避難者」「県外避難者」の定義を明確にし、予期した対応の手順化が必要である**

・想定していなかった「在宅避難者」「県外避難者」については、実態の把握や支援の範囲について、市町で差が出ている。これらの定義を明確にし、避難者の状況を把握するとともに支援の範囲について具体的な対応を平時から検討しておく必要があった。

・県外避難者を把握するための「総務省全国避難者情報システム」も県外避難者把握のための唯一妥当な仕組みと考えられるが、現行のシステムのままでは、登録した避難者の重複などがあり、被災市町村で利用するための被災県の事務処理負担も大きいため、国主導で抜本的な運用ルールの整備が必要である。

### **<各部署の対応：市町村への行財政面における支援（第2章第2節5項）>**

#### **◆市町でニーズの高まる技術系職員の確保に苦慮した**

・人的支援では、平成23年9月以降は復興関連事業が本格化したことにより、土木職員や建築職員など技術職員のニーズが増加し、技術職員の不足が発生した状況がみられている。今回の災害を踏まえて、災害発生直後から復旧・復興に向けた対応の中でどのような職種が求められるかについて整理しておく必要がある。

### **<各部署の対応：二次避難対策（第2章第2節12項）>**

#### **◆県庁内における二次避難の担当部門が明確ではなかった**

・一次避難所から二次避難所への移動にあたっては、健康維持の観点から避難者の身体状況に配慮する必要がある。今後、県庁内において二次避難の担当部門を今回の震災の教訓をもとに規程すると考えられるが、いずれの部門が担当するとしても要援護者の対応等にあたっては、地元の保健所等との連携により実施する体制が必要になる。

## < 検証の総括（第4章） >

### ■ 経済や産業の復旧・復興に向けた対応

・ 県では災害対応が柔軟にできるように、県職員向けの各種計画・マニュアルの整備、県職員のケアを行いながら対応体制を充実させてきた。県全体として様々な取り組みを実施しており評価できる内容であった。

・ 被災住民の生活支援の面では、避難所から応急仮設住宅や県で借り上げた民間賃貸住宅に移る際の支援や心のケアを実施してきており、被災した住民の生活を普通の生活に戻すための支援を積極的に行ってきた。

・ 被災企業に対しても農業、漁業、その他産業などに対して資金面等の支援を充実させて早期に再開ができるように対応が進められてきた。

（課題）

・ 県として取り組んでいる経済や産業の復旧・復興に向けた動きは、被災住民や企業が本当に望んでいるサービスなのか十分に把握した上で進めていく必要がある。被災住民や企業の意識を常に把握し、県の対応について客観的な評価を行い今後の施策に反映していくことが望ましい。

・ 県の対応体制の充実という面では、危機管理における人材育成という側面で、職員への危機対応に関する教育制度は明確になっているとは言えない。今後は、全庁的な教育制度の充実を行い、危機発生時に県職員が何をすべきか、また、県民のためどのような責任を担っているのかを周知徹底し、危機意識の向上を図る取り組みが必要である。

### ■ 市町村による応急措置への支援

・ 災害救助法に定められた内容が実態と乖離していた部分については国への要望を積極的に行い改善がなされた。

（課題）

・ これまで未経験な対応をしたことによる課題として、例えば、応急仮設住宅の運用面では、一部の設備（エアコンなど）が市町により異なっていたことなど、被災者の不公平感をなくすためにも県全体として調整が必要であった。県として市町村が本来の機能の果たせなくなった場合の対応を市町村や関係機関とともにシミュレーションしておき、県として期待される対応や対応の限界などもあらかじめ明確にし、そのうえで具体的な対応計画を検討していくことが必要である。

### ■ 今後の県の取り組みへの期待

・ 本検証においては、市町村、被災住民などからの別の視点では異なる評価もあり、今後作成予定の記録誌の視点となるよう期待したい。

・ 本検証では、復興の内容については一部を触れたにすぎず、今後、長期的な視点での検証が必要であり、継続してこのような取り組みが実施されることを期待したい。